

第2節 自動車損害賠償保障法改正に伴う政令等の整備について

平成13年6月に、自動車損害賠償責任保険に係る政府再保険の廃止を柱とする自動車損害賠償保障法等改正法が成立し、14年4月に施行された。その改正法施行に伴い政令等について所要の規定の整備を行った。主な内容は以下の通りである。

- ① 重度後遺障害者への給付を充実するため、保険金支払限度額について、後遺障害等級第1級第3号及び第4号については4,000万円（従来は3,000万円）に、同第2級第3号及び第4号については3,000万円（従来は2,590万円）に引き上げ。（自動車損害賠償保障法施行令）
- ② 今般の自賠法改正で設けられた指定紛争処理機関に係る検査事務、監督事務を検査局・監督局に追加。（金融庁組織令）
- ③ 保険金等の支払請求時、支払時、支払わないとき及び被害者が詳細の説明を求めたときに交付すべき書面を規定。（自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令）
- ④ 指定紛争処理の手続、監督規定等の整備。（自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令）
- ⑤ 自賠責保険に係る支払いの基準を制定。（自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準を定める告示）